

では、関連する施策の一〇二一年度補正予算（案）が示されました。

「新型コロナウイルス感染症」に関して、一〇二一年度当初予算として示されたのはつぎの二点です。「小学校の臨時休業による放課後児童クラブの対応にかかる財政支援」「放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援」。

また、処遇改善のほか、今回の補正予算で示された事業はつぎのとおりです。

◆地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援（六五億円の内数）……一〇二一年度第三次補正予算と同じ趣旨のもので、新たに「感染症対策のための改修（トイレ、非接触型の蛇口）の設置等」が設けられました。簡易なものを作成しており、補助基準額一〇〇万円で、利用定員に応じて補助基準額が設定されています。

◆放課後児童クラブ等における

ICT化推進事業（六五億円の内数）……一〇二一年度第三次補正予算の趣旨と同じのですが、これまで「ポストコロナに向けたデジタル社会の実現」「利用児童等の入退出の管理」とあつた文言が、「利用環境を整備するとともに、職員の業務負担の軽減を図る」「連絡帳の電子化」に変更されています。

◆放課後児童クラブ整備促進事業一一・七億円……現行の施設整備費の国庫補助率をさ上げ後の自治体負担分の一部に対する補助。自治体のさらなる負担軽減を図ります。補助率一〇分の一〇（図参照）。

そのほか、つぎの資料も示されました。

◆「地域における保育所・保育等のあり方にに関する検討会取りまとめ（案）」……このなかで「保育士資格の管理の厳格化等」として、児童へのわいせつ行為で登録を取り消されたものには、再登録の際、厳格な審査を求めています。

るなど、教員と同等に保育士資格管理を厳格化することがふれられています。

* * *

私たち学童保育関係者は長年、人々の願いとつながりを力に、国や地域の行政担当者や議員との懇談や要望書の提出、議会への働きかけなどを通じて、学童保育全体をよりよくすることに取り組んできました。

学童保育は一九九七年に児童福祉法に位置づけられ、二〇一四年には厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、省令基準）が公表され、二〇一五年には「放課後児童クラブ運営指針」が策定されました。残念ながら

二〇二〇年から省令基準のすべてが「参酌基準」にその位置づけが変えられてしましましたが、ひきつづき、子ども・保護者・指導員が共に行う学童保育の生活づくりの大切さをたしかめあい、学童保育を改善するための取り組みを前進させていきましょう。

市町村による設置（公立）の場合

従来の補助率	国（拠出金）、1/3	都道府県、1/3	市町村、1/3
かさ上げ後	国、2/3	都道府県、1/6	市町村、1/6
放課後児童クラブ 整備促進事業	国、2/3	促進事業による支援 国、10/10	都道府県 1/12 市町村 1/12

← 1/6相当 →

社会福祉法人などによる（民立）の場合

従来の補助率	国（拠出金）、2/9	都道府県、2/9	市町村、2/9	設置者、1/3
かさ上げ後	国、1/2	都道府県、1/8	市町村、1/8	設置者、1/4
放課後児童クラブ 整備促進事業	国、1/2	促進事業による支援 国、10/10	都道府県 1/16 市町村 1/16	設置者、1/4